

石見銀山世界遺産センター

IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

2019 年報

(令和元年度)



世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観

Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

令和元年度 石見銀山世界遺産センター年報 目次

I. 石見銀山世界遺産センターの概要	1
1. 施設の概要	
2. 館内平面図	
3. 全体配置図	
II. 令和元年度入館者の状況	3
1. 入館者数・展示観覧者数	
2. 展示室観覧料収入	
3. 大久保間歩一般公開限定ツアー	
III. 自主活動	5
1. 物品販売	
2. 体験	
3. イベント	
IV. 教育・普及業務	12
1. こもんじょから知る石見銀山	
2. 寸劇で見る「鉱山町のくらし」	
3. 体験学習	
4. 学校関係の入館団体	
V. 他施設との連携事業	16
1. 古代出雲歴史博物館との相互優待	
2. 石見銀山資料館との相互優待	
3. ボランティア活動	
VI. 職員及び運営スタッフ	19
VII. 利用案内	20
VIII. 各種資料	21
1. 活動日誌	
2. 関連法規	

I. 石見銀山世界遺産センターの概要

1. 施設の概要

■施設の配置・規模等

①所在 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3

②用地関係

用途	面積	駐車台数など
建物敷地	4,100 m ²	
第1駐車場	5,700 m ²	普通車 95 台、身障者用 4 台、待機バス 13 台
第2駐車場	950 m ²	普通車 38 台
第3駐車場	9,800 m ²	普通車約 250 台
西側駐車場	530 m ²	職員ほか関係者用

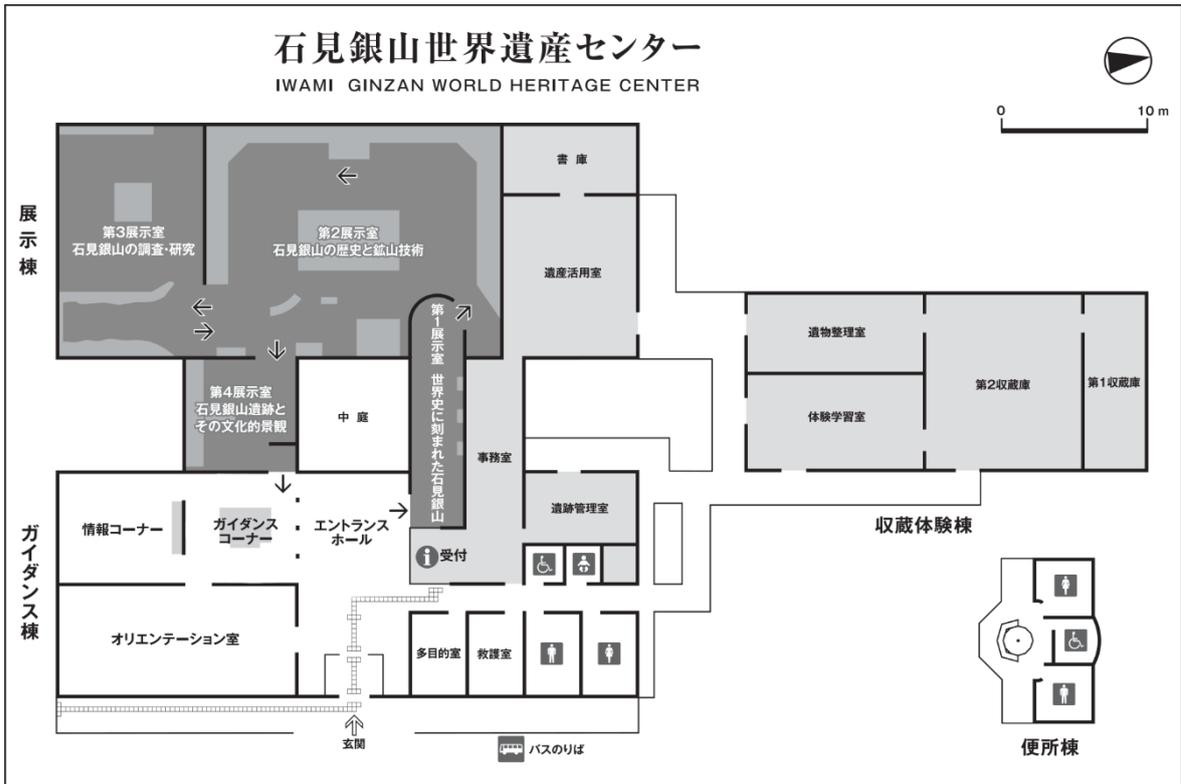
③建物関係

名称	延べ面積	構造	機能・役割
ガイダンス棟	763.47 m ²	木造瓦葺き平屋建て	ガイダンス・便益 (無料)
展示棟	720.69 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	展示・解説 (有料)、調査・研究、教育・普及
収蔵体験棟	477.53 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	体験学習、収蔵・保管
車庫 (倉庫)	33.00 m ²	木造瓦葺き平屋建て	
便所棟 (既存)	111.78 m ²	木造瓦葺き一部2階建て	

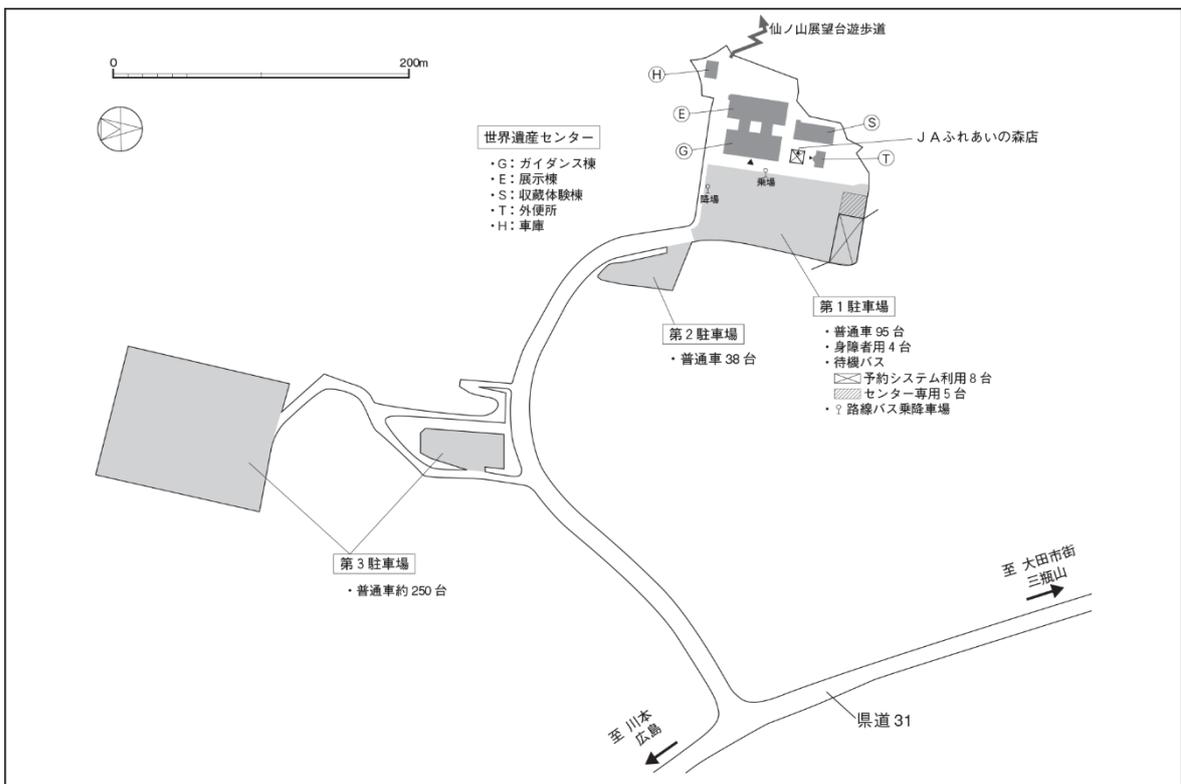


▲センター全景

2. 館内平面図



3. 全体配置図



II. 令和元年度入館者の状況

総入館者＝64,761人（プレオープンからの累計＝1,284,950人 フルオープンからの累計＝1,049,576人）

展示室観覧者＝39,781人（フルオープンからの累計＝508,299人）

展示観覧料収入＝9,868,680円

1. 入館者数・展示観覧者数 *1 平成21年4月1日から外国人の展示室観覧割引制度を開始

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	6,646	9,585	4,308	5,202	8,899	5,799	6,002	6,227	2,781	2,433	2,723	4,156	64,761
展示室観覧者	4,351	5,336	2,623	3,158	5,566	3,632	4,034	3,879	1,918	1,647	1,638	1,999	39,781
有料観覧者	4,160	5,093	2,340	2,708	5,355	3,271	3,270	3,415	1,809	1,569	1,589	1,888	36,467
一般	2,443	3,011	1,323	1,447	3,293	1,855	1,874	2,049	1,037	926	971	1,083	21,312
大人	2,252	2,744	1,311	1,353	2,832	1,819	1,843	2,012	975	874	943	985	19,943
小中学生	191	267	12	94	461	36	31	37	62	52	28	98	1,369
団体	257	421	339	321	122	355	342	319	113	70	76	20	2,755
大人	257	420	335	317	122	355	341	318	112	70	76	20	2,743
小中学生	0	1	4	4	0	0	1	1	1	0	0	0	12
その他割引利用	1,334	1,582	609	841	1,843	984	921	871	610	525	509	772	11,401
大人	1,171	1,392	585	774	1,499	938	880	842	534	477	472	669	10,233
小中学生	163	190	24	67	344	46	41	29	76	48	37	103	1,168
外国人割引者 *1	126	79	69	99	97	77	133	176	49	48	33	13	999
無料観覧者	191	243	283	450	211	361	764	464	109	78	49	111	3,314
大人	185	231	281	173	186	206	196	388	109	49	49	101	2,154
小中学生	6	12	2	147	25	155	194	76	0	29	0	10	656
イベント	0	0	0	130	0	0	374	0	0	0	0	0	504

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	R1年度	6,646	9,585	4,308	5,202	8,899	5,799	6,002	6,227	2,781	2,433	2,723	4,156	64,761
	H30年度	4,989	7,693	3,825	4,724	9,572	5,499	5,606	5,943	2,542	1,841	2,100	4,631	58,965
	対前年度比	133.2%	124.6%	112.6%	110.1%	93.0%	105.5%	107.1%	104.8%	109.4%	132.2%	129.7%	89.7%	109.8%
展示室観覧者	R1年度	4,351	5,336	2,623	3,158	5,566	3,632	4,034	3,879	1,918	1,647	1,638	1,999	39,781
	H30年度	3,212	4,439	2,638	3,162	6,004	3,680	3,738	3,985	1,905	1,180	1,479	3,037	38,459
	対前年度比	135.5%	120.2%	99.4%	99.9%	92.7%	98.7%	107.9%	97.3%	100.7%	139.6%	110.8%	65.8%	103.4%

2. 展示室観覧料収入

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1年度	1,102	1,351	641	718	1,376	894	924	969	497	435	449	512	9,869
H30年度	816	1,171	696	761	1,438	915	850	968	451	298	347	724	9,437
対前年度比	135.1%	115.4%	92.1%	94.3%	95.7%	97.7%	108.7%	100.1%	110.2%	145.8%	129.4%	70.7%	104.6%

《参考：外国人割引者》

地域別	R1	累計 H21/4～
東ヨーロッパ	6	131
西ヨーロッパ	138	887
北アメリカ	85	802
中南米	21	127
オセアニア	28	252
東アジア	624	4,780
東南アジア	60	499
南アジア・中央アジア	11	80
中東・アフリカ	26	105
計	999	7,663

※平成21年4月25日より電子マネー「石見銀山WAON」サービスイン

■石見銀山WAONとは

大田市観光協会とイオン株式会社（千葉県）が業務提携し、イオンの電子マネー「WAON」に石見銀山遺跡をデザインし「石見銀山WAON」を発行。世界遺産センターなどの有料施設等（8カ所）での支払い時に割引金額で利用できるとともに、その売上金の一部が「石見銀山基金」に寄付され、石見銀山遺跡の保全に活用されます。

3. 大久保間歩一般公開限定ツアー

公開日： 4月～11月及び、3月の金・土・日・祝日（12月～2月末日までは休場）
 8月13日(火)、8月14日(水)、8月15日(木)
 午前と午後 各2回のツアー（1日4回）

定員： 各回20名（1日80名）

料金： 大人 3,700円 小人 2,700円

申込先： (株)石見観光 大田営業所内 大久保間歩予約センター
 電話 0854-84-0750 FAX 0854-84-0751
 HP <http://www.iwami.or.jp/ginzan/>

●都道府県別 大久保間歩入坑者数

	令和元年度	平成30年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
北海道	62	44	18	41%
青森	8	3	5	167%
岩手	6	3	3	100%
宮城	26	33	-7	-21%
秋田	0	2	-2	-100%
山形	8	2	6	300%
福島	12	13	-1	-8%
茨城	40	34	6	18%
栃木	29	21	8	38%
群馬	25	22	3	14%
埼玉	145	107	38	36%
千葉	175	114	61	54%
東京	763	474	289	61%
神奈川	272	190	82	43%
山梨	9	7	2	29%
新潟	15	21	-6	-29%
長野	45	16	29	181%
富山	23	15	8	53%
石川	12	13	-1	-8%
福井	27	6	21	350%
岐阜	56	49	7	14%
静岡	141	108	33	31%
愛知	334	184	150	82%
三重	47	26	21	81%

	令和元年度	平成30年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
滋賀	54	46	8	17%
京都	129	85	44	52%
大阪	441	331	110	33%
兵庫	357	255	102	40%
奈良	78	71	7	10%
和歌山	32	30	2	7%
鳥取	82	34	48	141%
島根	238	163	75	46%
岡山	182	142	40	28%
広島	395	310	85	27%
山口	144	80	64	80%
徳島	44	19	25	132%
香川	66	57	9	16%
愛媛	79	59	20	34%
高知	22	31	-9	-29%
福岡	154	108	46	43%
佐賀	16	8	8	100%
長崎	29	15	14	93%
熊本	20	16	4	25%
大分	23	13	10	77%
宮崎	3	2	1	50%
鹿児島	20	13	7	54%
沖縄	1	12	-11	-92%
海外	68	45	23	51%
合計	4,957	3,452	1,505	44%

●月別 大久保間歩入坑者数、収入

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1年度	大人	450	579	267	385	811	616	441	638	0	0	0	420	4,607
	小人	26	60	10	36	123	12	17	15	0	0	0	51	350
	合計	476	639	277	421	934	628	458	653	0	0	0	471	4,957
	収入(千円)	1,552	2,450	1,467	2,328	3,848	2,434	1,998	2,762	0	0	0	1,551	20,390
H30年度	大人	311	478	214	235	549	432	286	424	0	0	0	299	3,228
	小人	28	42	4	12	88	6	12	3	0	0	0	29	224
	合計	339	520	218	247	637	438	298	427	0	0	0	328	3,452
	収入(千円)	1,328	2,038	868	976	2,460	1,746	1,180	1,705	0	0	0	1,283	13,584

Ⅲ. 自主活動

1. 物品販売

今年度新たに、石見銀山学ことはじめⅡ・水を追加しました。

商品一覧

丁銀キーホルダー大	丁銀キーホルダー中
丁銀ストラップ	一分銀マグネット
スタンプノート	螺灯（大）
螺灯（小）	丁銀願札
石見交通バスミニカー	【書籍】展示ガイド
【書籍】銀鉱山王国石見銀山	【書籍】輝きふたたび「石見銀山展」
【書籍】石碂銀	【書籍】写真集「石見銀山」
【書籍】銀のまちをつくった人たちの話	【書籍】石見銀山の社会と経済
【書籍】石見の山城	【書籍】石見銀山を読む
【書籍】続・石見銀山を読む	【書籍】石見銀山ことはじめ
【書籍】石見銀山学ことはじめ・始	【書籍】石見銀山学ことはじめⅡ・水
メモスタンド	ペーパーウエイト
しまねっこネクタイ	こまもの袋
畳コースター	扇子
らとちゃん丸型コースター	らとちゃん鼓型キーホルダー
らとちゃんアクリルキーホルダー	

2. 体験

平成23年度から「丁銀ストラップづくり」、平成27年度から「プレミアム丁銀づくり」が始まりました。

体験メニュー

丁銀ストラップづくり	低融点合金（約138℃で溶ける金属）を溶かし、丁銀形の型に流し込んでストラップを作る体験です。
プレミアム丁銀づくり	低融点合金（約138℃で溶ける金属）を溶かして作る実物大の丁銀づくり体験です。

体験日：毎週水曜日・木曜日

時間：13：00～16：00

場所：エントランスホール、体験棟

体験料：丁銀ストラップづくり 500円 プレミアム丁銀づくり 3,000円

3. イベント

●大福マルシェ

日時：平成31年4月3日（金）～4月5日（日）
概要：「チーム大福」が主催し、大田市地域の振興に貢献することを目的に 地域の『福』をテーマにしたスポットや食、宿泊を揃えて来訪者の皆様に、大田市の賑わい・楽しさ・観光資源をPRしました。

入場者数：4月5日 132人
4月6日 221人
4月7日 173人



●アクティブシニアフェア2019

日時：平成31年4月13日（土）～4月14日（日）
場所：コンベックス岡山
概要：山陽新聞社主催のイベント。今年三瓶自然館サヒメル、さんべ青少年交流の家、島根おおだ健康ビューローと協力して西部（石見）地区の周遊をテーマに岡山、四国へ向けてPRを行いました。



▲PRブース



▲会場の様子

●「平成」「令和」特別キャンペーン

日時：平成31年4月30日（火）
～令和元年5月1日（水）
概要：新天皇陛下のご即位を祝し、「平成」最後の日である4月30日と、「令和」最初の日である5月1日の2日間、世界遺産センター展示観覧者先着各100名様にオリジナルボールペンをプレゼントしました。



●石見銀山世界遺産登録12周年イベント

令和元年6月29日と6月30日の2日間、世界遺産登録12周年を祝うイベントを以下のとおり行いました。7月2日の登録記念日は展示室を無料開放しました。

6月29日 入館者 192人

6月30日 入館者 250人



▲登録イベントチラシ

銀をさがせ

大人も子供も夢中になる人気イベント。タライに水を張って砂を混ぜ、その中から本物の銀粒をさがし出すイベントで、銀製錬前の選鉱作業「ゆりわけ」の疑似体験ができます。実際は粉成した鉱石を水の張ったタライの中で比重選鉱し、銀を含んだ鉱石をゆり分ける作業でした。

体験料 500円/人

参加人数 32人

丁銀にさわってみよう

大田市の専門職員の解説を聞きながら、滅多に触れることのできない本物の銀貨幣に触れ、銀の重さを体験できました。



石見交通バス運転手体験

子どもを対象に石見交通のバスの運転席に座って写真撮影をしてもらいました。帽子を貸し出し、風船を無料でプレゼントしました。



ポスター展示

三瓶自然館サヒメルの協力で「火山からの贈り物」をテーマとしたポスターを展示しました。

出張！ギャラリートーク

1日4回の時間を設定。その時間に展示室入館を促し、大田市・島根県の専門職員が展示解説を行いました。また今年には三瓶自然館サヒメルの専門職員の方にも解説をしていただきました。

参加人数 4回合計16人



VR銀山第2弾「空から見る石見銀山」開発の変遷

VR銀山の2作品目が令和元年6月29日からスタートしました。今回はドローンを使っての撮影で、空から石見銀山を見ることが出来ます。場所も展示室に専用のブースを用意して、今までのエントランスホールから移動しました。



その他の様々なイベントの様子



▲プラ板クロスピンづくり



▲スムージー販売



▲ゆるキャラ登場

●石見銀山世界遺産センター開館12周年記念イベント

日時：令和元年10月20日（日）

概要：世界遺産センターは平成19年10月にガイダンス棟を先行オープンし、その翌年10月20日に展示棟、体験棟の3棟フルオープンの運びとなりました。そのフルオープンの日に展示室を無料開放しました。他にも、情報コーナーで温泉津の旅館、施設、カフェなどをパネルで紹介する「温泉津ぶらり旅」を行いました。

入館者数：510人



●ツーリズム EXPO ジャパン 2019 大阪・関西

日 時：令和元年 10 月 24 日（木）～27 日（日）

会 場：インテックス大阪

概 要：日本観光振興協会、JATA、JNTO 主催による観光事業者・一般消費者向け展示会がインテックス大阪で開催され、DISCOVER WEST 連携協議会ブースに島根県として参加しました。島根県の PR を目的として大田市観光振興課は大田市特産品の試飲食と島根県観光資料の配布等を行い、世界遺産センターは「銀さがし体験」「VR 銀山」を出展しました。毎日参加者による投票が行われ、結果、業者投票ではグランプリ、一般投票では準グランプリを頂きました。

体験者数：300 人



▲銀さがし体験



▲会場の様子

●やきもの館ワークショップ「陶器のパーツで雑貨づくり！陶器のイメージが変わる！？」

日 時：令和元年 11 月 22 日（金）、12 月 8 日（日）

概 要：世界遺産の範囲にある温泉津の地元工芸等を広く喧伝し、ひいては観光的、遺跡的にも内外に紹介する事を目標として、温泉津やきもの里・やきもの館と協力してワークショップを開催しました。参加者は事前に募集をして、当日はやきもの館の展示販売や温泉津の紹介パネルの設置を行いました。

料 金：2,000 円/人

参加者：11 月 22 日 5 人

12 月 8 日 9 人



●島根ふるさとフェア 2020

日 時：令和2年1月18日（土）～19日（日）

会 場：広島県立総合体育館・広島グリーンアリーナ（広島市中区基町4番1号）

概 要：島根県・県内市町村等が主催する毎年恒例のイベントです。隣接県であり、県外観光客入込数の多い広島県において、島根県各地域の魅力や観光資源を紹介し、島根県と広島県のより一層の交流を図るものです。今年は「ご縁も美肌も島根から」をテーマに掲げられ、世界遺産センターは内ブースでVR銀山第2弾と、大森の建造物についてのクイズを行い、外ブースで銀さがし体験を行いました。

参加者：内ブース 250人

外ブース 207人

参加料金：内ブース 無料

外ブース 500円/人



▲VR体験と石見銀山クイズ



▲銀さがし体験



▲屋内会場の様子



▲屋外会場の様子

4. 学校関係の入館団体

年	月	日	団体名	都道府県
1	4	24	銀山学習担当者会議	島根県
	4	27	島根県立大学短期大学部総合文化学科	島根県
	5	22	智辯学園中学校	奈良県
	6	4	開成高校	東京都
	6	4	くにびき学園	不明
	6	9	因島自由大学	広島県
	7	2	島根大学留学生	島根県
	7	6	島根大学総合理工学部地球科学学科	島根県
	7	13	智辯学園中学校	奈良県
	7	25	久留米大学附設中学校地理研究部	福岡県
	8	4	福岡県大付属大濠高校	福岡県
	8	23	島根県立大学 井上ゼミ	島根県
	8	26	学習工学研究室	広島県
	9	11	八雲寿大学	島根県
	9	18	大田西中 銀山学習	島根県
	9	18	三瓶3校合同 北三瓶・志学・池田 銀山学習	島根県
	9	25	大田第二中学校 銀山学習	島根県
	9	25	浜田市立岡見小学校5年・6年	島根県
	10	1	長久小学校 銀山学習	島根県
	10	1	久屋小学校 銀山学習	島根県
	10	2	広島三育学院中学校	広島県
	10	2	温泉津小学校 銀山学習	島根県
	10	16	川合小学校 銀山学習	島根県
	10	30	朝波小学校 銀山学習	島根県
	10	31	福井高専環境都市工学科3年生	福井県
	10	31	久手小学校 銀山学習	島根県
	11	2	福島大学行政政策学類考古学研究室	福島県
	11	2	横浜建築高等職業訓練校	神奈川県
	11	6	松蔭高校	東京都
	11	7	五十猛小学校 銀山学習	島根県
	11	10	福山大学人間文化科 青木ゼミ	広島県

年	月	日	団体名	都道府県
1	11	13	島根県立島根中央高校	島根県
	11	14	高山小学校 銀山学習	島根県
	11	21	仁摩小学校 銀山学習	島根県
	11	23	島根大学留学生	島根県
	11	25	静間小学校 銀山学習	島根県
	12	5	島根県立島根中央高等学校 銀山学習	島根県
	12	7	島根大学学外学習	島根県
	12	18	富山国際大学付属高等学校	富山県
	12	26	首都圏学校職員教育旅行視察	東京都
2	1	15	美郷町立邑智小学校(4年生)	島根県
	2	25	慶應義塾高校	東京都
	2	26	慶應義塾高校	東京都

IV. 教育・普及業務

1. こもんじょから知る石見銀山

大田市が主催する古文書講座「こもんじょから知る石見銀山」について、協力して行いました。

○実施状況

日 時：毎月第1木曜日 全12回（初級）
毎月第2木曜日、全12回（中級）
毎月第3木曜日、全12回（上級）

参加人数：初級コース19人 講師：清水佳那子氏（島根県文化財課世界遺産室会計年度任用職員）
中級コース8人 講師：伊藤大貴氏（島根県文化財課世界遺産室研究員）
上級コース6人

概 要

初級コースは、古代出雲歴史博物館が所蔵する古文書のうち、石見銀山の大森代官所における記録類を使用しました。内容は「銀山方年始礼席等申送書」・「銀山附役人同心中間勤向品訳帳」・「石州無名異江戸役所御用留控」です。

中級コースは、前半は昨年度から引き続いて「阿部光格日記」（阿部家文書）を輪読しました。後半は大田市川合町に所在する石見国一宮・物部神社の古文書のうち、天和元年の神主・金子氏の江戸滞在日記である「源綱吉將軍御目見付在江戸日帳」を輪読しました。

上級コースは、受講生のためのサロン形式で、石見銀山に関する江戸時代の概説書を輪読しました。

2. 寸劇で見る「鉱山町の暮らし」

有料展示室に入館されるお客様に、職員スタッフが仮装して当時の鉱夫の暮らしぶりを分かりやすく寸劇で紹介しました。

公演日：毎月1回

① 11:00～ ②13:30～ 1日2回以上公演



3. 体験学習

指定管理者制度導入前の大田市直営時より「丁銀キーホルダーづくり」、「プラ板丁銀キーホルダーづくり」を体験学習として実施しています。

体験メニュー

丁銀キーホルダーづくり	低融点合金を溶かし、型に流し込んでオリジナルのキーホルダーを作る体験です。5種類の型の中から好きな形を選び、彫刻刀で模様を彫ります。
プラ板丁銀キーホルダーづくり	丁銀型のプラスチック板に好きな絵を描き、トースターで「チン！」すると約4分の1の大きさに縮み、オリジナルのキーホルダーをつくることができます。

体験日：毎週水曜日・木曜日

時 間：13時～16時

場 所：エントランスホール 体験棟

体験料：丁銀キーホルダーづくり 1,500円

プラ板丁銀キーホルダーづくり 150円



▲丁銀キーホルダー

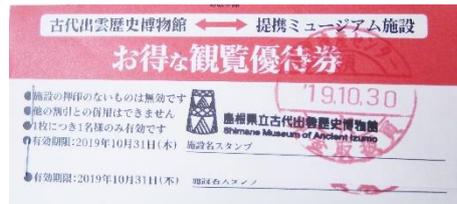


▲プラ板丁銀キーホルダー

V. 他施設との連携事業

1. 古代出雲歴史博物館との相互優待

県内ミュージアム施設の利用促進を目的として、出雲市にある古代出雲歴史博物館との観覧料の相互優待制度を平成19年より実施しており、今年も継続して行いました。



▲古代出雲歴史博物館との優待チケット

2. 石見銀山資料館との相互優待

大森にある公開施設の利用促進を目的として、石見銀山資料館との観覧料の相互優待制度を平成29年より実施しており、今年も継続して行いました。(チケットを提示で観覧料割引)



▲石見銀山資料館のチケット

3. ボランティア活動

- 令和元年5月25日(土) 山陰合同銀行の職員・家族 約100名

「しまね企業参加の森づくり」事業の森林(世界遺産センター周辺)における植栽・歩道の整備にセンター職員も参加しました。



●令和元年6月1日（土） 大田市危険物保安協会加盟23社 約100名

「大田市危険物保安協会」主催の清掃活動（世界遺産センター周辺）にセンター職員も参加しました。活動終了後、清掃参加者全員に石見銀山世界遺産センター展示室無料券を配布しました。



●令和元年10月26日（土） イワミ村田製作所職員、OB 約40名

イワミ村田製作所主催のボランティア活動（世界遺産センター水辺の公園の除草・土砂撤去、お花見広場の除草）にセンター職員も参加しました。

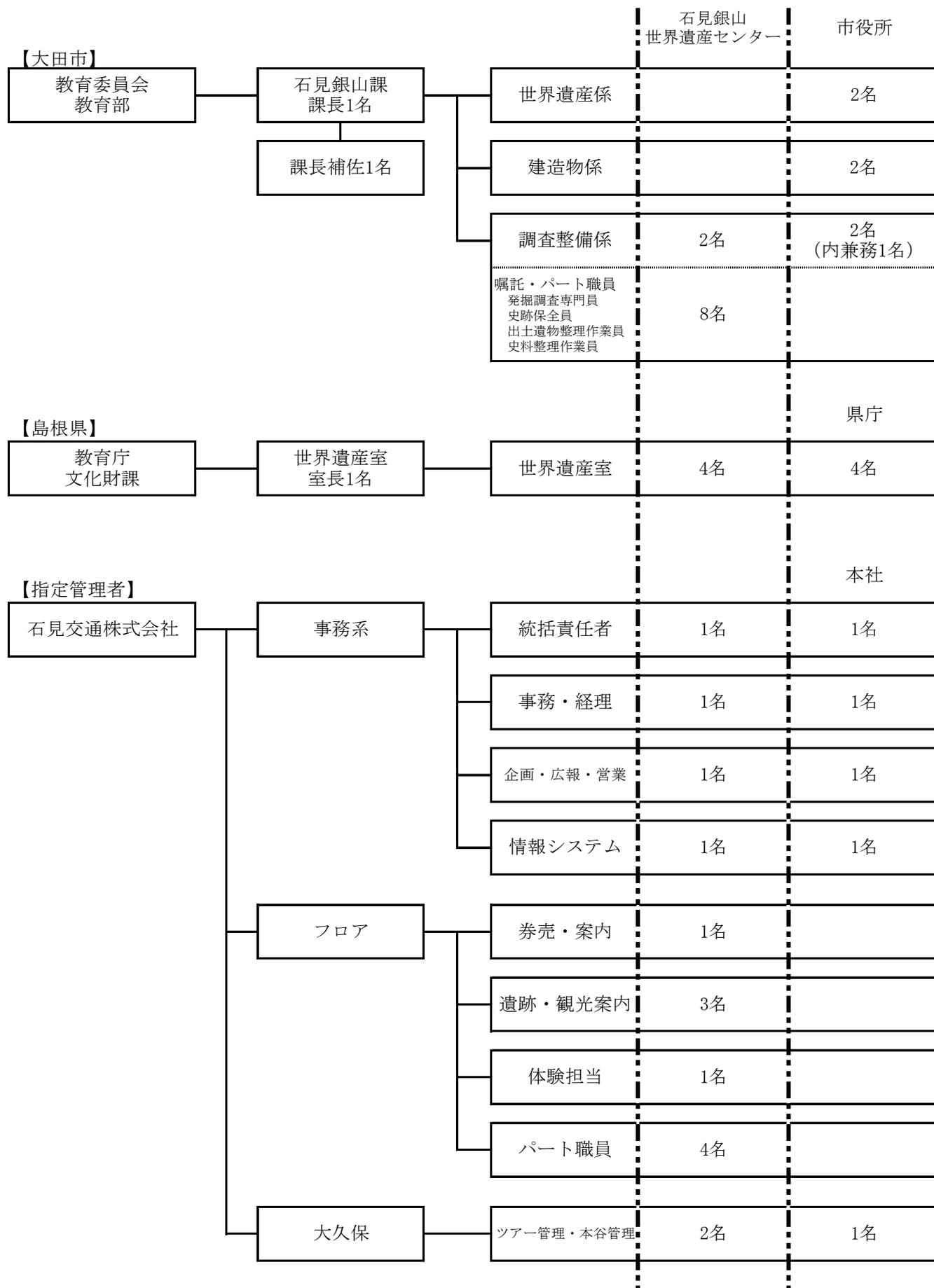


●令和元年11月30日（土） 山陰合同銀行の職員・家族 約100名

「しまね企業参加の森づくり」事業の森林（世界遺産センター周辺）における植栽・歩道の整備にセンター職員も参加しました。



VI. 職員及び運営スタッフ



Ⅶ. 利用案内

■開館時間： 8:30～17:30

■展示室観覧時間： 9:00～17:00（最終受付 16:30）

※3月～11月は30分延長

■休館日： 毎月最終火曜日・年末年始

■観覧料： 一般 310円 小中学生 150円（団体 20名以上 50円引き）

■交通案内

○関東・関西方面から

中国自動車道（落合 JCT 分岐）～ 米子自動車道 ～ 山陰自動車道（出雲 IC）～
国道 9 号線（山陰自動車道を含む）～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○松江・出雲方面から

山陰自動車道（出雲 IC）～ 国道 9 号線（山陰自動車道を含む）～ 県道 31 号線 ～
石見銀山世界遺産センター
※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○広島・九州方面から

中国自動車道（千代田 JCT）～ 浜田自動車道（大朝 IC）～ 国道 261 号線 ～
県道 40 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※大朝 IC から約 50 km、車で約 70 分

○益田方面から

国道 9 号線（山陰自動車道を含む）～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※萩・石見空港から約 100 km、車で約 120 分

※車での所要時間は、道路の混み具合などにより変動があります。

○関連交通の時刻表

鉄道 … 時刻参照：JR おでかけネット <http://www.jr-odekake.net/>

バス … 時刻参照：石見交通株式会社 HP <http://iwamigroup.jp/>

大田市駅発 < 大森・大家線 > < 川本線 >

仁万駅前発 < 仁万線 >

広島新幹線口発 < 大田・広島線 > 【石見銀山号】

■問い合わせ

石見銀山世界遺産センター 〒694-0305 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3

電話：0854-89-0183 Fax：0854-89-0089

HP：<http://ginzan.city.ohda.lg.jp/>

VIII. 各種資料

1. 活動日誌（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

○平成31年

□ 4月

- 4/1 平成31年度大久保間歩一般公開限定ツアー開始（～11/24）
- 4/1 「辻ヶ花染丁子文道服」展示（～4/8）
- 4/3 大福マルシェ（～4/5）
- 4/6 寸劇「鉾山町の暮らし」公演
- 4/11 第1回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 4/13 アクティブシニアフェア2019（～4/14）（於：コンベックス岡山）
- 4/18 第1回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 4/25 第1回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 4/26 「辻ヶ花染丁子文道服」展示（～5/7）
- 4/30 「平成」「令和」特別キャンペーン（～5/1）

○令和元年

□ 5月

- 5/5 寸劇「鉾山町の暮らし」公演
- 5/3 仁摩～大森間無料シャトルバス運行（～5/5）
- 5/9 第2回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 5/16 第2回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 5/23 第2回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 5/25 ごうぎん希望の森ボランティア活動（しまね企業参加の森づくり事業）
- 5/28 全棟害虫駆除のため燻蒸作業実施

□ 6月

- 6/1 大田市危険物保安協会清掃活動
- 6/4 寸劇「鉾山町の暮らし」公演
- 6/6 第3回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 6/13 第3回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 6/20 第3回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 6/29 「辻ヶ花染丁子文道服」展示（～7/16）
- 6/29 石見銀山世界遺産登録12周年登録記念イベント（～6/30）
- 6/30 寸劇「鉾山町の暮らし」公演

□ 7月

- 7/2 「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録記念日（無料開放）
- 7/4 第4回 こもんじょから知る石見銀山・初級

- 7/11 第4回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 7/18 第4回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 7/21 寸劇「鉾山町のくらし」公演

□ 8月

- 8/1 「辻ケ花染丁子文道服」展示（～8/19）
- 8/1 第5回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 8/8 第5回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 8/13 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 8/13 大久保間歩一般公開限定ツアー特別催行日（～8/15）
- 8/22 第5回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 8/25 天領さん大森会場

□ 9月

- 9/5 第6回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 9/12 第6回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 9/14 「辻ケ花染丁子文道服」展示（～10/21）
- 9/16 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 9/29 第6回 こもんじょから知る石見銀山・上級

□ 10月

- 10/3 第7回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 10/10 第7回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 10/17 第7回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 10/20 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 10/20 石見銀山世界遺産センター開館12周年記念イベント
- 10/24 ツーリズム EXPO ジャパン 2019 大阪・関西（～10/27）（於：インテックス大阪）
- 10/26 イワミ村田製作所ボランティア活動（於：水辺公園・お花見広場）
- 10/29 全棟害虫駆除のため燻蒸作業実施

□ 11月

- 11/3 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 11/7 第8回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 11/14 第8回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 11/21 第8回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 11/22 やきもの館ワークショップ
「陶器のパーツで雑貨づくり！陶器のイメージが変わる！？」（1回目）
- 11/30 ごうぎん希望の森ボランティア活動（しまね企業参加の森づくり事業）

□ 12月

- 12/1 大久保間歩一般公開限定ツアー催行休止（～2/28）
- 12/5 第9回 こもんじょから知る石見銀山・初級

- 12/8 やきもの館ワークショップ
「陶器のパーツで雑貨づくり！陶器のイメージが変わる！？」（2回目）
- 12/12 第9回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 12/19 第9回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 12/28 「辻ヶ花染丁子文道服」展示（～1/14）
- 12/29 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 12/31 年末年始休館日

○令和2年

□ 1月

- 1/1 年末年始休館日
- 1/3 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 1/9 第10回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 1/16 第10回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 1/18 島根ふるさとフェア2020に参加（～1/29）（於：広島県立総合体育館）
- 1/23 第10回 こもんじょから知る石見銀山・上級

□ 2月

- 2/3 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 2/6 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 2/6 第11回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 2/13 第11回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 2/20 第11回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 2/25 休館日：総合消防訓練

□ 3月

- 3/1 大久保間歩一般公開限定ツアー再開
- 3/5 第12回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 3/8 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 3/12 第12回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 3/19 第12回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 3/20 「辻ヶ花染丁子文道服」展示（～3/31）

2. 関連法規

○大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成19年9月25日

条例第27号

改正 平成20年10月6日条例第29号

平成22年6月22日条例第20号

平成26年1月27日条例第2号

平成31年3月25日条例第1号

(設置)

第1条 世界遺産として登録された石見銀山の文化的価値に対する理解を深め、もって市民の文化の振興と向上並びに学術研究の発展及び遺跡の保全活用に寄与するため、大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山世界遺産センター	大田市大森町イ1597番地3

(構成)

第3条 拠点施設は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) ガイダンス棟
- (2) 展示棟
- (3) 収蔵体験棟
- (4) 駐車場

(指定管理者による管理)

第4条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金及び観覧料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月最終の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点施設への入館を拒否し、又は拠点施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をしようとする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第9条 拠点施設に入館しようとする者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 他の入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他拠点施設の管理上必要な指示に違反しないこと。

(利用の許可)

第10条 拠点施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は第10条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第10条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置を受けたことによって利用者が損害を受けた場合においても、市及び指定管理者は補償の責任を負わない。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(観覧料)

第14条 拠点施設の展示室を観覧しようとする者(未就学児を除く。)は、指定管理者に観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、観覧料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金等の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金又は観覧料(以下「利用料金等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第16条 既に納められた利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(原状回復)

第17条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 拠点施設の施設等及びその他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第29号)

この条例は、平成20年10月20日から施行する。

附 則 (平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の大田市立学校施設等使用条例の規定、第4条の規定による改正後の大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定、第6条の規定による改正後の大田市文化振興会館の設置及び管理に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例の規定、第8条の規定による改正後の大田市伝統芸能伝承館の設置及び管理に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の大田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定、第11条の規定による改正後の大田市隣保館条例の規定、第12条の規定による改正後の大田市仁万コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定、第13条の規定による改正後の大田市民会館の設置及び管理に関する条例の規定、第14条の規定による改正後の大田市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定、第15条の規定による改正後の大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例の規定、第16条の規定による改正後の大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例の規定、第17条の規定による改正後の大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例の規定、第18条の規定による改正後の大田市サンレディー大田の設置及び管理に関する条例の規定、第19条の規定による改正後の大田市三瓶ダム周辺施設の設置及び管理に関する条例の規定、第20条の規定による改正後の大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の規定、第21条の規定による改正後の大田市女性・若者等活動促進施設の設置及び管理に関する条例の規定、第22条の規定による改正後の大田市やきもの里の設置及び管理に関する条例の規定、第23条の規定による改正後の大田市都市公園条例の規定、第24条の規定による改正後の大田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定、第25条の規定による改正後の大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定、第26条の規定による改正後の大田市町並み交流センターの設置及び管理に関する条例の規定、第27条の規定による改正後の大田市保健センターの設置及び管理に関する条例の規定及び第28条の規定による改正後の大田市長

産物直売所の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用、利用又は観覧（以下「使用等」という。）に係る使用料、利用料金、観覧料又は入館料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

7 第7条の規定による改正後の大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例別表第1（備考を除く。）の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる施設における1時間当たりの利用料金は、平成31年10月1日から平成34年3月31日までの間に限り、次表右欄の期間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる額とする。

施設名	期間		
	平成31年10月1日から平成32年3月31日まで	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	平成33年4月1日から平成34年3月31日まで
オリエンテーション室	891円	957円	1,023円
多目的室	209円	231円	253円
体験学習室	209円	231円	253円

別表第1（第13条関係）

施設利用料金

施設名	利用料金（1時間当たり）
オリエンテーション室	1,089円
多目的室	275円
体験学習室	275円

備考

- 1 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 4 第6条に規定する開館時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める金額（前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 5 冷暖房設備を利用する場合は、この表に定める金額の2割相当額を加算する。
- 6 前2号により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 8 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第2（第13条関係）

設備利用料金

種別	名称	利用料金（1時間当たり）
音響設備	ワイヤレスマイク	209円
映像設備	ビデオプロジェクター	1,126円
	CD・DVDプレーヤー	563円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第3（第14条関係）

観覧料

区分		単位	金額
個人	高校生以上	1人につき	314円
	小・中学生	1人につき	157円
団体	高校生以上	1人につき	262円
	小・中学生	1人につき	105円

備考

- 1 団体は、20人以上の場合とする。
- 2 観覧料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年10月7日

教育委員会規則第10号

改正 平成22年11月29日教委規則第12号

平成31年3月29日教委規則第12号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第2条 条例第10条の規定により利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ大田市石見銀山拠点施設利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用後の清掃）

第3条 条例第10条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用を終えたときは清掃及び後片付けをした後、指定管理者の検査を受けなければならない。

（利用料金の減額又は免除）

第4条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が利用料金から当該各号に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。

（1）大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）の利用を促進すると認められるもの
指定管理者が大田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て別に定める額

（2）小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校が編成した教育課程に基づく活動と認められるもの
利用料金の額の全額

（3）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの
指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

（観覧料の減免）

第5条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が観覧料から当該各号に定める額を減免することができる。

（1）小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの
観覧料の額の全額

（2）前号に掲げるものを引率する教職員
観覧料の額の全額

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 観覧料の額の全額

(4) 前号に掲げる者の介護者（原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。） 観覧料の額の全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

(利用料金等の減免申請)

第6条 前2条の規定により使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書（様式第3号）又は観覧料減免申請書（様式第4号）を指定管理者に提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第4号に掲げる者並びに同条第5号に掲げる者で指定管理者が教育長の承認を得て別に定めるものについては、この限りでない。

(利用料金等の還付)

第7条 条例第16条ただし書の規定による利用料金等の還付は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責によらない事由により拠点施設を利用できなくなったとき 利用料金等の全額

(2) その他指定管理者が必要と認めたとき 指定管理者が認める額

2 前項の規定により利用料金等の還付を受けようとする者は、大田市石見銀山拠点施設利用料金等還付請求書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金等の還付の決定)

第8条 指定管理者は、利用料金等の還付について決定をしたときは、大田市石見銀山拠点施設利用料金等還付決定通知書（様式第6号）にて利用者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月20日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の利用又は観覧について適用し、同日前の利用又は観覧については、なお従前の例による。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第172号

改正 平成18年2月21日条例第1号

平成22年6月22日条例第20号

(設置)

第1条 多様な樹木や森林などの自然観察や自然とのふれあいを通して、市民のふるさと意識の醸成を図るとともに、市外からの来訪者に憩いの場を提供するために、石見銀山街道市民ふれあいの森公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山街道市民ふれあいの森公園	大田市大森町イ1597番地3

(指定管理者による管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園の維持管理に関する業務
 - (2) 公園における行為の許可に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 公園の自然環境を損なうこと。
- (2) 公園をき損し、又は汚損すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、殺傷し、又は脅かすこと。
- (4) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (5) 危険物を持ち込み、又はたき火をすること。

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。
- (2) 物の販売その他の営業行為をすること。
- (3) 募金その他の勧誘行為をすること。
- (4) 催しもの等を開催すること。

2 指定管理者は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第2項の規定により付した条

件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 前条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(損害賠償の義務)

第8条 公園の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成11年大田市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第135号

改正 平成22年11月5日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第172号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(行為の許可)

第3条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、行為許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第35号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例

平成20年3月24日

条例第2号

改正 平成22年6月22日条例第20号

平成26年1月27日条例第2号

平成31年3月25日条例第2号

(設置)

第1条 石見銀山における銀鉱山跡に対する理解を深め、大田市の文化の向上に資するため、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 大久保間歩の名称及び位置は、次のとおりとする。

第2条 大久保間歩の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山大久保間歩	大田市大森町イ1628番地

(指定管理者による管理)

第3条 大久保間歩の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 大久保間歩の維持管理に関する業務

(2) 大久保間歩の入場の許可に関する業務

(3) 入場料の徴収に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開場時間)

第5条 大久保間歩の開場時間は、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第6条 大久保間歩の休場日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から木曜日までの日

(2) 12月1日から翌年の2月末日までの間

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合においては、指定管理者は、その旨をあらかじめ大久保間歩の入口及び石見銀山世界遺産センターに掲示するものとする。

(行為の許可)

第7条 大久保間歩の坑内において、業として写真、映像等の撮影等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し大久保間歩の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(入場の制限)

第8条 大久保間歩は、指定管理者が指定する保安員等の同行がなければ、入場することができない。

2 小学生は、保護者の同伴又は引率がなければ、大久保間歩に入場することができない。

3 小学生未満の者は、大久保間歩に入場することができない。

(遵守事項)

第9条 大久保間歩に入場する者（以下「入場者」という。）は、大久保間歩において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (2) 火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (3) 鉱石等採取しないこと。
- (4) 他入場者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 職員及び保安員等の指示に従うこと。
- (6) その他大久保間歩の管理運営上障害となる行為をしないこと。

(入場料)

第10条 入場者は、指定管理者に入場料を納付しなければならない。

2 入場料は、別表に定める額を上限として、指定管理者が、市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、入場料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、入場料を減額し、又は免除することができる。

(入場料の不還付)

第12条 既に納められた入場料は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 大久保間歩の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 教育委員会及び指定管理者は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第10条関係）

区分	単位	入場料
高校生以上	1人につき	2,095円
小・中学生	1人につき	1,048円

備考 入場料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月27日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可)

第2条 条例第7条の規定により行為の許可を受けようとするものは、その行為前7日までに、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）における行為の許可申請書（様式第1号）を大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対して石見銀山大久保間歩における行為の許可又は不許可の通知をするものとする。

(入場券の交付)

第3条 指定管理者は、条例第10条に定める入場料の納付があったときは、入場券を交付するものとする。

(入場料の減免及び無料入場証)

第4条 条例第11条の規定により入場料の減免を受けようとする者は、あらかじめ石見銀山大久保間歩入場料減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 入場料の減免の対象となる事由は、以下のとおりとする。

(1) 学校教育の行事と認められるとき。

(2) その他大久保間歩の保存、活用のため特に必要と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の申請に対して減免の決定額を通知するものとする。ただし、観光案内人、文化財調査員など常時大久保間歩に入場する必要がある者については、石見銀山大久保間歩無料入場証（様式第3号）を交付するものとする。

(秩序維持)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、大久保間歩への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者

(2) 大久保間歩又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれのある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、大久保間歩の管理上支障があると認められる者

2 前項により退場を命じられた場合の入場料は、これを還付しない。

(安全対策及び事故発生時の措置)

第6条 指定管理者は、大久保間歩における事故を未然に防止し、安全を確保するため次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 大久保間歩の定期点検パトロール

(2) 避難誘導訓練の実施

(3) 緊急誘導体制の確立

(4) その他安全を確保するため必要な措置

2 万一事故が発生した場合には、人命尊重を第一として次の各号の定めるところにより、迅速かつ的確に措置を講じなければならない。

(1) 人身事故に対する救護及び応急手当の実施

(2) 入場者の避難誘導

(3) 二次災害及び被害の拡大を防止するための作業の実施

(4) 被害者の住所及び氏名並びに被害状況の把握

(管理日誌)

第7条 指定管理者は、管理の現状を明らかにし、その効率的な運用を図るため管理日誌を備え付け、大久保間歩の保全に努めるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年教委規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

※これらの例規に関する申請様式等は、大田市のHP から閲覧、ダウンロードすることができます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

国際連合教育科学
文化機関(ユネスコ)



Iwami Ginzan Silver Mine and
its Cultural Landscape
Inscribed on the World Heritage List in 2007

石見銀山遺跡とその文化的景観
2007年世界遺産一覧表記載

ユネスコの精神は平和と人権尊重です



ハロ現象 (センター上空)

表紙写真

岩盤加工遺構 (本谷)